

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、
第23条第5項の情報について

有限会社 佐藤製作所 派05-300091
秋田県にかほ市平沢字舟橋39番地1

報告対象期間：令和7年3月1日から
令和8年2月28日まで

1. 派遣労働者の数(令和8年6月1日付)

労働者の総数（通常の労働者の労働時間に換算した平均）	27 人
----------------------------	------

2. 派遣先の数(令和7年度報告より)

派遣先の実数（期間中の派遣された事業の数）	6 件
-----------------------	-----

3. 派遣料金、派遣労働者の賃金の平均額、マージン率(令和7年度報告より)

派遣料金平均額 1日(8時間あたり)の額(A)	派遣労働者の賃金平均額 1日(8時間あたり)の額(B)	マージン率 (A - B) / A
18,019 円	10,219 円	43.3%

* マージンに含まれる費用

社会保険料などの事業主負担分	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険 労災保険など
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金、代勤時にかかる公出賃金 (派遣先からは徴収できません)
会社運営に係る経費	健康診断費用、募集費用、営業費用、就業管理費用 教育訓練費用、事務管理費用等々
営業利益	派遣料金から賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益

4. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているかの別

☒ 労使協定を締結している	☐ 労使協定を締結していない
○当該協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者が対象
○当該協定の有効期間の終期	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

5. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(全て 有給・**無料** で実施)

○キャリア・コンサルティングの相談窓口：担当者 土門ふみ香 0184-36-3390

○キャリアアップに資する教育訓練

訓練の種別	内 容	方 法
入職時等基礎的訓練	派遣労働者として知っておきたいこと	OFF-JT
2年目以降	セミナー受講での教育訓練	OFF-JT

6. その他参考と認められる事項等

- ・定期健康診断
- ・社員慰安旅行、親睦会
- ・永年勤続表彰制度